

東区にいがた安心ささえ愛活動支援事業補助金審査会設置要綱

(設置)

第1条 にいがた安心ささえ愛活動支援事業補助金交付要綱に基づき実施する補助金（以下「補助金」という。）の交付申請に係る審査を行うため、東区にいがた安心ささえ愛活動支援事業補助金審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審査会の所掌事項は、補助金の交付申請に係る審査とする。

(組織)

第3条 審査会の委員は、次の職にある者をこれに充てる。

- (1) 東区地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会委員長
- (2) 東区地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会から選出された者2名
- (3) 東区健康福祉課長
- (4) 東区社会福祉協議会事務局長

(事務局)

第4条 審査会の事務局は、東区健康福祉課に置く。

(その他)

第5条 その他必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年12月25日から施行する。